

新型コロナウイルス感染症の感染者等が確認された場合の保育園の対応について

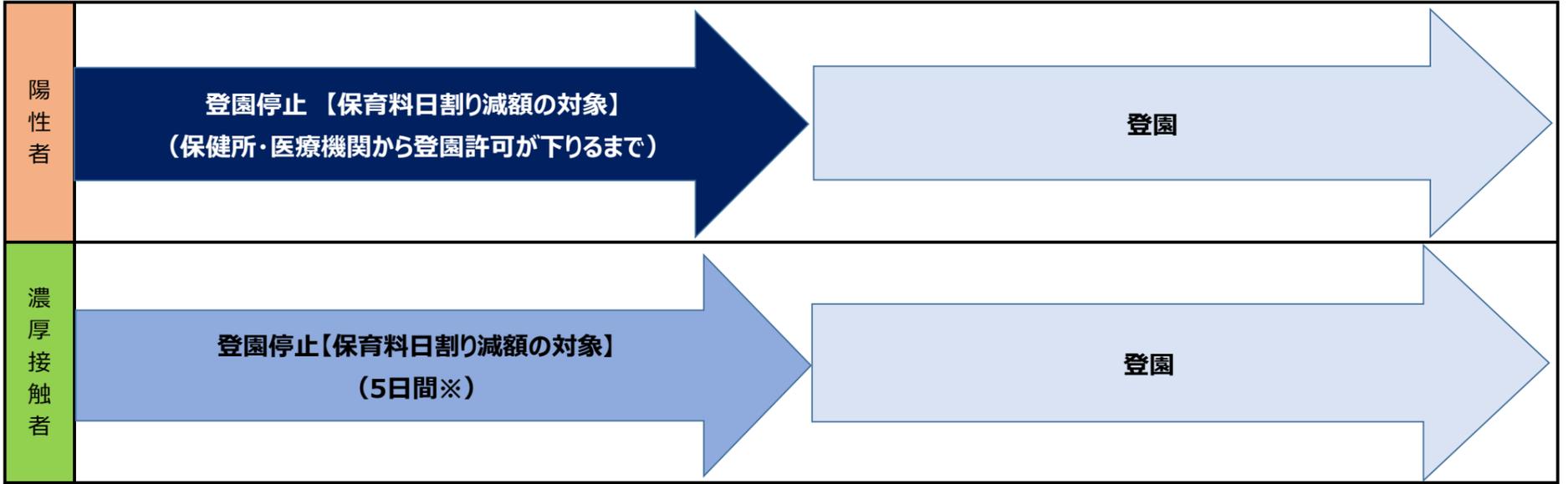
＜令和5年4月14日 第4版改＞

新型コロナウイルス感染者急増の状況を踏まえて、上尾市に所在する保育所等における、在園児・職員が新型コロナウイルスの感染した場合、または濃厚接触者にあたる場合の登園自粛・登園停止・臨時休園に係る期間についてお知らせします。ただし、下記フローにつきましては、状況に応じて保健所等と協議の上で適宜判断する可能性もありますので、フロー通りの対応とならない場合があります。

■言葉の定義

定義名	定義
登園停止	保健所等の指示により、感染拡大防止のため、登園ができないことを指します。
登園自粛	登園自粛要請により家庭での保育が可能となった場合に保育所等の利用を自粛していただくことを指します。
臨時休園	保健所等の指示、もしくは複数の職員が濃厚接触者となり、通常通りの保育体制が確保できない場合に保育所等自体が休園することを指します。

■陽性者および濃厚接触者の登園について



※濃厚接触者の待機期間は、感染者の発症日（感染者が無症状（無症状病原体保有者）の場合は検体採取日）又は当該感染者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、5日間（6日目解除）とする。

■陽性者が出た場合の施設の対応

保育施設内での感染状況に応じて、フローが分岐します。



※ 保育料日割り減額につきましては、令和5年3月31日までの分が対象となります。